

4 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士の監督等

① 概要

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令に基づく事務処理について、専門的に職業として業務を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務、社会保険労務士となる資格及び欠格事由等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

平成 26 年度には、管内の社会保険労務士による不正案件について、1 件の処分が行われましたが、平成 27 年度は処分に該当する不正事案はありませんでした。

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の社会保険労務士懲戒処分数 (件)	0	1	0
管内の社会保険労務士数 (名)	7,511	7,626	7,743

(2) 年金委員の委嘱・解嘱及び表彰に関する事務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業への国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として、日本年金機構法第 30 条に基づき厚生労働大臣が委嘱し、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っています。

「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状の交付等の事務を行うほか、年金委員の解嘱事務及び解嘱状の交付、年金委員証明書の交付、年金委員名簿の管理等を行っています。

また、日本年金機構から提出された「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の確認・審査を行い、基準等を満たしていると認められる表彰候補者について厚生労働大臣に提出しています。

② 実績

平成 27 年度末現在において、職域型年金委員は 12,373 名、地域型年金委員は 521 名となっています。

また、平成 27 年度の年金委員功労者に対する厚生労働大臣表彰は近畿厚生局管内では 8 名の方が表彰されました。

・職域型年金委員数

府 県 名	委員数 (名)		
	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
福 井 県	1, 809	1, 779	1, 758
滋 賀 県	1, 269	1, 228	1, 218
京 都 府	1, 138	1, 123	1, 108
大 阪 府	4, 023	3, 991	3, 911
兵 庫 県	2, 471	2, 438	2, 430
奈 良 県	880	887	874
和 歌 山 県	1, 099	1, 079	1, 074
合 計	12, 689	12, 525	12, 373

・地域型年金委員数

府 県 名	委員数 (名)		
	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
福 井 県	92	98	66
滋 賀 県	219	224	144
京 都 府	23	25	18
大 阪 府	75	70	46
兵 庫 県	101	103	76
奈 良 県	44	55	47
和 歌 山 県	136	147	124
合 計	690	722	521

・厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表彰者数 (名)		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
福 井 県	0	1	1
滋 賀 県	1	1	1
京 都 府	0	0	0
大 阪 府	3	3	3
兵 庫 県	2	2	1
奈 良 県	1	0	1
和 歌 山 県	1	1	1
合 計	8	8	8

※ 厚生労働大臣表彰は平成25年度から実施されました。

(3) 政府が管掌する国民年金事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

国民年金法では、市町村が実施する国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として行うこととされており、また、納付勧奨、制度周知及び情報提供等の協力連携に係るこれらの事務処理等の費用については、国民年金等事務費交付金（以下、「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請に関する事務、精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

平成 26 年度の国民年金交付金について決算審査を行うとともに、管内の 21 市町村に対し決算実地審査を行い、適正であることを確認しました。

平成 27 年度国民年金交付金の概算交付申請に関して、各市町村の概算交付申請書を取りまとめ厚生労働省に送付しました。各市町村には、厚生労働省から平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 9 月 30 日、平成 27 年 12 月 16 日の 3 回に分けて国民年金交付金が概算交付されました。

また、平成 27 年度国民年金交付金の精算交付申請に関しては、各市町村から提出のあった平成 27 年度国民年金交付金の交付申請書を受理し、必要な審査を行ったうえ厚生労働省に送付しました。厚生労働大臣から各市町村長宛に平成 28 年 3 月 29 日付で国民年金交付金の決定通知が送付されました。

・ 交付金決定額

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
管内市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,027,581,558 円	5,796,356,059 円	5,847,484,085 円

(4) 全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定による被保険者に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている、健康保険被保険者手帳の交付及び收受・その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下、「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

また、事務指定市町村が実施した健康保険被保険者手帳に関する業務等に必要となる費用は、健康保険法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、健康保険法施行令に基づく事務指定市町村の指定及び取消の受付手続きを行うとともに、事務指定市町村における月ごとの事務取扱件数報告書の確認審査及びその取りまとめ事務、年間の事務取扱件数に応じた健康保険事務指定

市町村交付金の申請に関する事務を行っています。また、法定受託事務に関し事務指定市町村と連絡調整を行っています。

② 実績

平成 27 年度は、管内の事務指定市町村から毎月提出される事務取扱報告書について、内容を確認したうえで、翌月 25 日までに厚生労働省へ送付しました。

また、事務指定市町村の指定取消について、平成 27 年 12 月 25 日に京都府綾部市、兵庫県洲本市、平成 28 年 1 月 15 日には奈良県五條市の指定市町村取消申請書を年金局に提出しました。

その後、平成 28 年 2 月 10 日付で指定市町村の取消決定がなされました。

3 月には、管内の事務指定市町村から平成 27 年度健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書を受領し、必要な審査を行い、取りまとめて平成 28 年 3 月 9 日に厚生労働省あて送付しました。

各事務指定市町村には、厚生労働省より平成 28 年 3 月 31 日付で事務指定市町村交付金が支払われました。

・事務指定市町村交付金交付決定額

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の事務指定市町村数	29 市町村	26 市町村	23 市町村
交付決定額	31,052 円	24,380 円	23,587 円

《参考》

健康保険法第 3 条第 2 項

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

- 1 適用事業所において、引き続く二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
- 2 任意継続被保険者であるとき。
- 3 その他特別な理由があるとき。

(5) 学生納付特例事務法人・保険料納付確認団体の指定及び監督

① 概要

学生納付特例事務法人は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請のしやすい環境を整備する目的で学生納付特例事務法人制度が設けられました。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等の委託を受けて学生納付特例の申請に関する事務ができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、改善命令及び指定取消等を行っています。

また、管内区域に所在地のある大学等に対して、学生納付特例事務法人制度の周知及び協力要請を行っています。

保険料納付確認団体は、同種の事業又は事業に従事する被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みですが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

平成 27 年度には、指定申出書があった 6 法人に対して申出書等を確認し、学生納付特例事務法人の指定を行いました。

また、1 法人に対して指定取消を行いました。

その他、平成 27 年 7 月 29 日、大学等を対象に、制度周知及び推進のための文書による勧奨を日本年金機構と共同で 451 校に実施しました。

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の学生納付特例事務法人数	27 法人	53 法人	58 法人

※平成 27 年度末の詳細は、資料編の 81 頁～82 頁に『学生納付特例事務法人等一覧』として掲載しています

(6) 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業を実施しており、その一環として各府県に地域年金事業運営調整会議が設置されています。この会議は、学識経験者及び関係団体の推薦する委員で構成され、地域年金展開事業に対する意見、助言を行うこと等を目的にしています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策推進近畿地方協議会が設置され、社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行っています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議のほか、国土交通省近畿地方整備局が開催している社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に積極的に参画しています。

② 実績

平成 27 年度は日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に 2 府 5 県で延べ 9 回参画した。

また、平成 28 年 2 月 9 日に開催された第 4 回社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に参画しました。

・地域年金事業運営調整会議

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域年金事業運営調整会議参画回数	7 回	9 回	9 回

※ 地域年金事業運営調整会議は平成 25 年度に設置されました。

・社会保険未加入対策推進近畿地方協議会

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
協議会開催日	平成 25 年 10 月 22 日	平成 27 年 2 月 23 日	平成 28 年 2 月 9 日

※ 社会保険未加入対策推進近畿地方協議会は平成 24 年度に設置されました。